

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

共通機能等課題検討会に関する説明会

2024/9/3

デジタル庁 地方業務システム基盤チーム

本日のご説明事項

1. 本日の説明会の経緯と趣旨
2. 標準化の範囲とこれまでの議論の経緯について
3. 運用までの調整の円滑化に向けて

1. 本日の説明会の経緯と趣旨

- デジタル庁では、共通機能標準仕様書やデータ要件・連携要件標準仕様書における技術的な検討を行うため、標準準拠システムの開発事業者を構成員とする「共通機能等課題検討会」を設置しています。
- 第1回共通機能等課題検討会（R6.6.26）及び第2回共通機能等課題検討会（R6.8.28）では、標準化の範囲及びシステム移行時における運用までの地方公共団体と事業者の間の調整事項について説明を行いました。なお、システム移行時は、これらの調整事項が一定生じるものであり、地方公共団体の業務運用にも影響するものとなります。
- 併せて、地方公共団体と事業者の間の調整事項について、円滑に進むようデジタル庁における対応方針についても説明を行いました。
- 本日の説明会では、地方公共団体と事業者の間の調整事項、事業者間の調整に向けての地方公共団体の役割及びデジタル庁における対応方針を説明いたします。

(参考) 本日の説明内容に係る移行推進マイルストーン上の関連箇所

移行段階	作業内容	完了期限（目安）
フェーズ0 未着手	（未着手の自治体を0にする）	令和5年5月末
フェーズ1 計画立案	Fit&Gap分析による課題の洗い出し	令和5年9月末
フェーズ2 システム選定	予算要求・財政部局等との調整	令和5年12月末
	ベンダの選定・決定	令和6年3月末
	システム移行に係る詳細スケジュールの確定	令和6年5月末
フェーズ3 移行	システム移行時の設定	令和6年11月末
	データクレンジングの実施	令和7年3月末
	運用テストの実施	令和7年9月末
フェーズ4 移行完了	（運用開始ステータス）	令和8年3月末

※「地方公共団体情報システムの統一・標準化に向けた取組の一層の推進等について（依頼）（令和6年4月8日デ社第193号・総行デ第24号通知）」においてお示した移行推進マイルストーン。

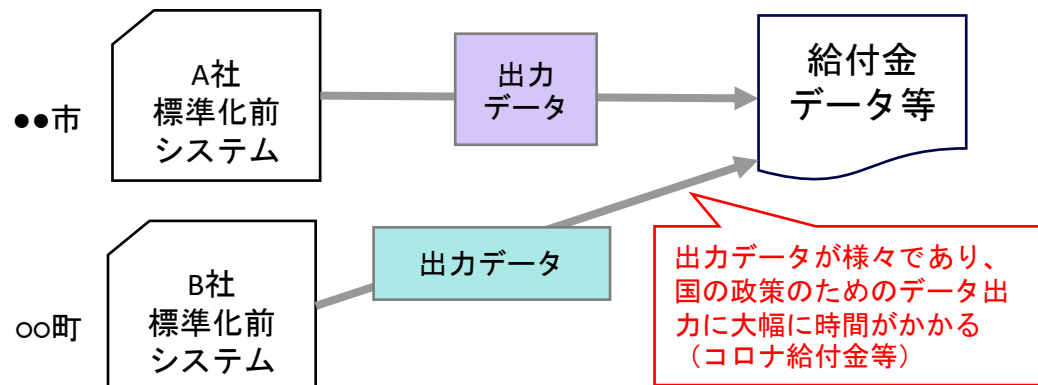
2. 標準化の範囲に関するこれまでの議論の経緯について

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化は、国が定めた基幹業務システムの仕様（標準化基準）を基に、事業者がその基準に適合する形でシステムを開発し、地方公共団体が、開発されたシステムを調達する形で事業者間の競争を確保しつつ、各地方公共団体の事務フローに応じて、具体的なシステム導入・運用の整理を行うことを前提としています。
- また、制度所管省庁では、機能要件等を定めた業務標準仕様書を策定しつつ、デジタル庁では、標準準拠システムに共通する事項に関する「データ要件・連携要件標準仕様書」を策定（各業務標準仕様書の改定を踏まえ適宜改定）し、標準準拠システムから出力されるデータの標準やシステム間の連携要件の標準を定義してきたところです。
- このことを前提に、共通機能標準仕様書及びデータ要件・連携要件の標準に規定される内容について、令和4年度後半に、デジタル庁において共通機能等技術要件検討会を開催し、令和5年3月30日にその結果を反映した共通機能標準仕様書及び事業者間の調整事項・協議事項の基本的な考え方となるリファレンス（推奨指針）等を公開しました。
- 令和5年度以降、事業者における標準準拠システムの開発及び地方公共団体の導入に向けた具体的な作業が進むにつれ、地方公共団体と事業者間の調整事項に関するリファレンス（推奨指針）及び連携仕様の更なる詳細化を求める意見も頂いてきた一方で、開発が進捗した現段階における手戻りに対する懸念の声も頂いているところです。

(参考) データ要件・連携要件の標準により期待される効果

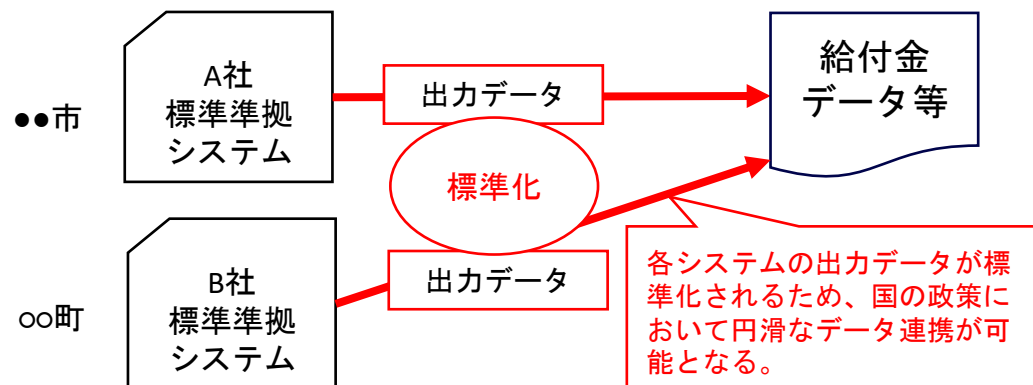
■データ要件の標準について（給付金等の国の政策のためのデータ出力）

標準化前



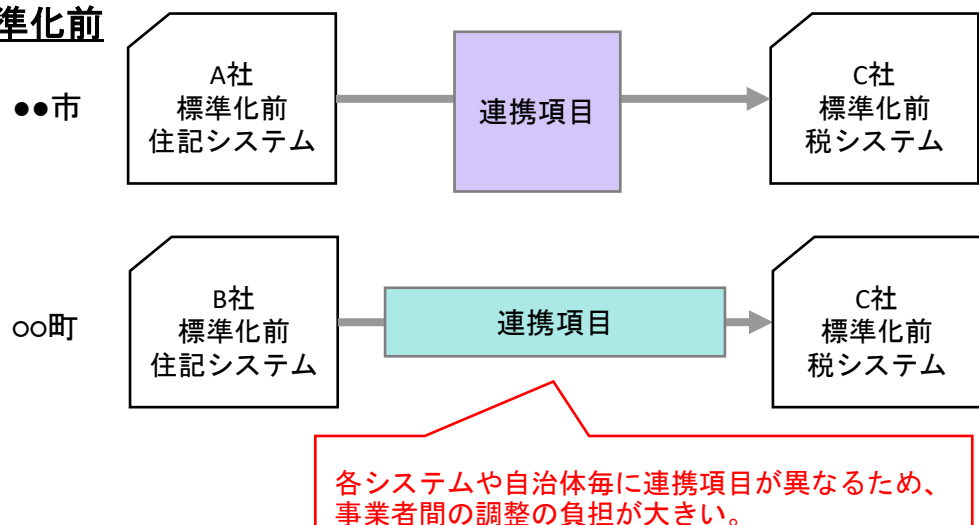
標準化

データ要件・連携要件標準仕様書の策定（令和4年8月初版公開）



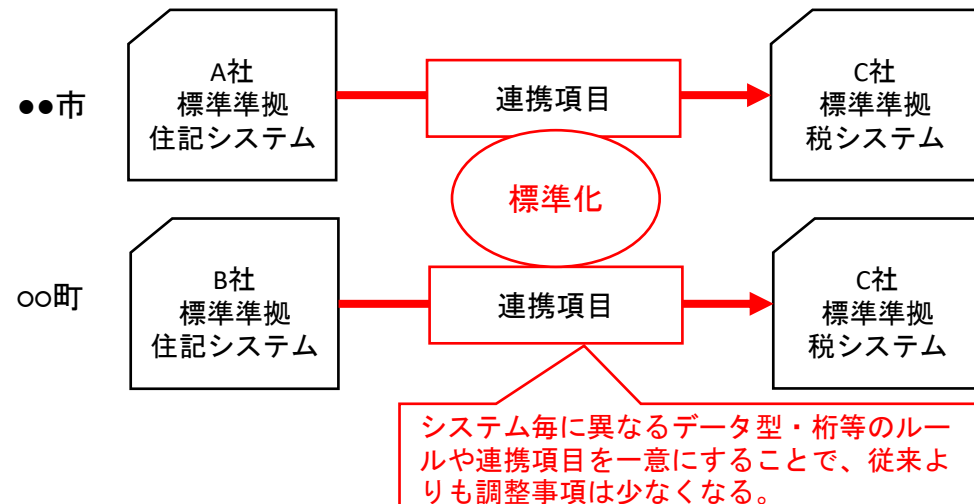
■連携要件の標準について（連携における入出力項目を標準化）

標準化前



標準化

データ要件・連携要件標準仕様書の策定（令和4年8月初版公開）



(参考) データ要件・連携要件標準仕様書の策定

■標準化前

A社 連携項目	住民番号	履歴番号	氏名	生年月日	性別	住民区分	異動日	住民種別	
	1234567890	1	行政 花子	3600707	女	住登者	20240301	日本人	
B社 連携項目	宛名番号	履歴番号	氏名	異動日	性別	生年月日	生年月日元号	世帯番号	住民種別
	1234567890	1	行政花子	20240301	2	19850707	昭和	9876543	住登者

■A社・B社におけるデータ項目の相違（課題）について

1. 同じ意味だがデータ項目の名前が異なる（例：住民番号・宛名番号、住民区分・住民種別）
2. データの持ち方（データ型・桁等のルール）が異なる（例：氏名、生年月日、性別）
3. 同じデータ項目だが意味が異なる（例：住民種別）
4. 連携するデータ項目数に違いがある（例：世帯番号、生年月日元号、住民種別）
5. 連携するデータ項目の順番が異なる

標準化

■データ要件・連携要件標準仕様書の策定（令和4年8月初版公開）

連携項目 の標準化	宛名番号	履歴番号	世帯番号	住民種別	住民状態	異動年月日	氏名	性別	生年月日_元号	生年月日
	1234567890	1	9876543	1	1	2024-03-01	行政 花子	2	3	1985-07-07

「日本人住民」の意 「住登者」の意

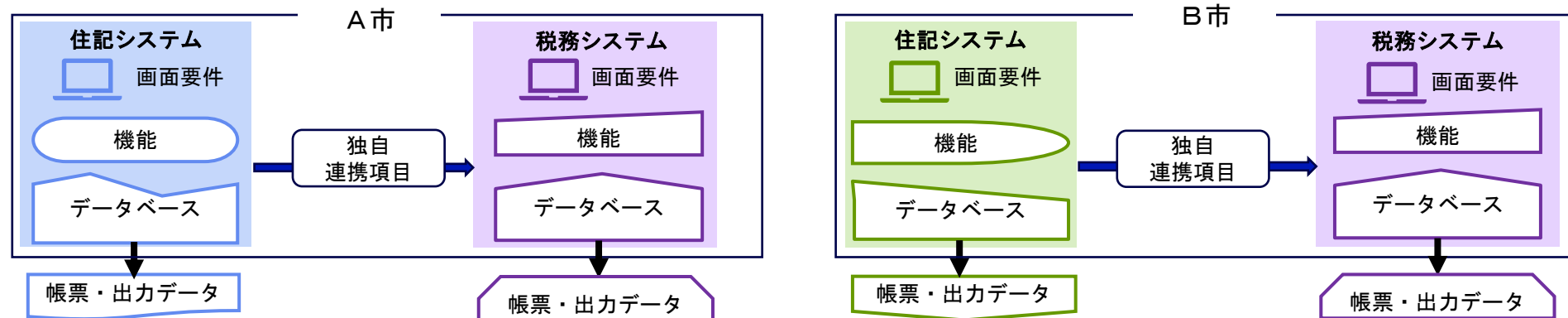
「女」の意

「昭和」の意

システム毎に異なるデータの持ち方や連携項目を一意にすることで、
従来よりも円滑なデータ移行及びデータ連携を実現する。

(参考) 標準化の範囲と設計・実装における柔軟性の確保

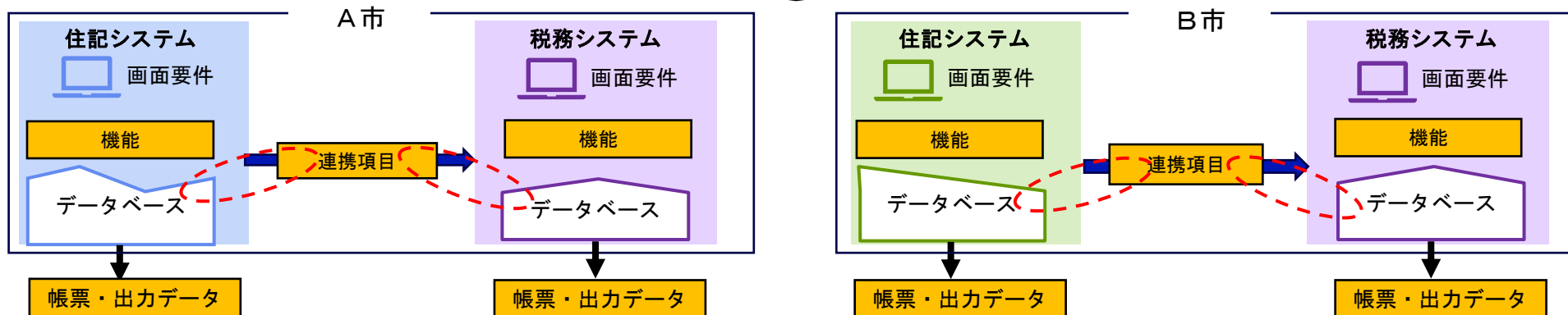
■標準化前



標準化

■標準化後

■ : 標準化の対象



○標準化においては、自治体のシステム調達に係る人的・財政的負担の軽減、データ連携やデータ移行の円滑化等を目的に、機能・帳票要件やデータ要件・連携要件を定め、それらの要件への適合を求める領域と、データベースやプログラム等、設計・実装における柔軟性を確保する観点から事業者の実装に依存する領域とが存在する。

○両領域が相互に密接に関連している部分（（ ）部分）については、連携要件の詳細化により対応すべきとの声もある一方で、後から詳細な方法に一意に決めることで開発の手戻りが生じるとの懸念の声もある。

(参考) 各社における履歴管理等の考え方の相違

【事例】国民健康保険の資格情報の異動処理（資格の喪失・取得の遡及申請があった場合）

- ①2022年1月1日に 国保の資格取得（異動日 2022年1月4日）

②2023年8月1日に 国保の資格喪失（社保加入）（異動日 2023年8月2日）

③2024年4月1日に 国保の資格取得（社保離脱）（異動日 2024年4月8日）
- ④2022年9月9日に国保の資格喪失（異動日 2024年6月3日 遡及異動）

⑤2023年3月7日に国保の資格取得（異動日 2024年6月3日 遡及異動）

■A社 国保システムの履歴の積み上げ方

異動日順に、履歴番号を連番で積み上げる。
最新フラグは、⑤に設定される。

	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	異動日	資格取得日	資格喪失日
①	1234567890	1	0	2022-01-04	2022-01-01	
②	1234567890	2	0	2023-08-02	2023-03-07	2023-08-01
③	1234567890	3	0	2024-04-08	2024-04-01	
④	1234567890	4	0	2024-06-03	2022-01-01	2022-09-09
⑤	1234567890	5	1	2024-06-03	2023-03-07	

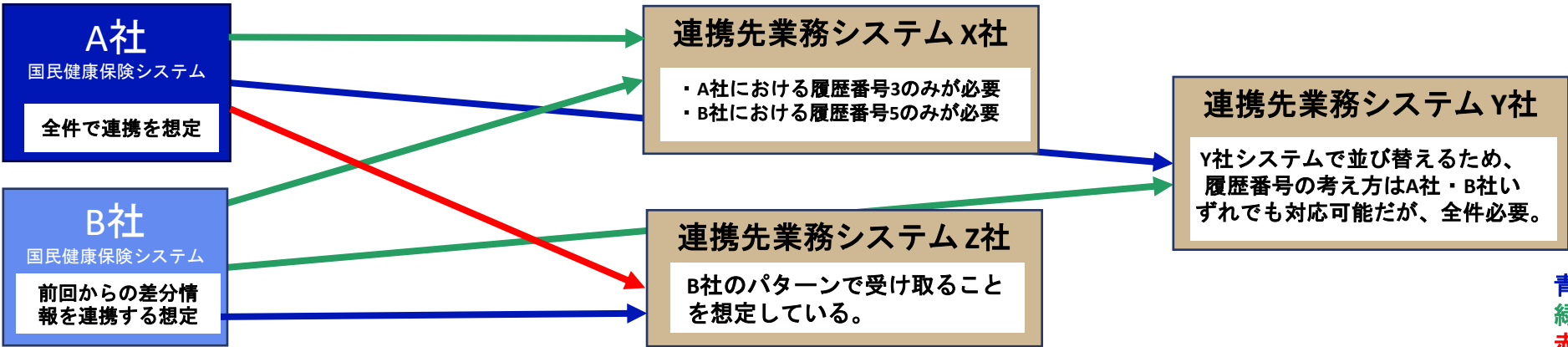
※太文字は主キー

■B社 国保システムの履歴の積み上げ方

資格取得日順に、履歴番号を連番で積み上げる（資格喪失日も考慮）。
最新フラグは、③に設定される。

	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	異動日	資格取得日	資格喪失日
①	1234567890	1	0	2022-01-04	2022-01-01	
④	1234567890	2	0	2024-06-03	2022-01-01	2022-09-09
⑤	1234567890	3	0	2024-06-03	2023-03-07	
②	1234567890	4	0	2023-08-02	2023-03-07	2023-08-01
③	1234567890	5	1	2024-04-08	2024-04-01	

※太文字は主キー



3. 運用までの調整の円滑化に向けて

- 標準化の取組に限らず、一般的にシステムを稼働する際には、運用面における確認が必要であることから、地方公共団体と事業者との間において調整事項が発生します。

【運用面における確認が必要な例】

(例) 連携頻度により事務運用が変わる事例

調整の結果、A業務からB業務への連携頻度は日次とする場合

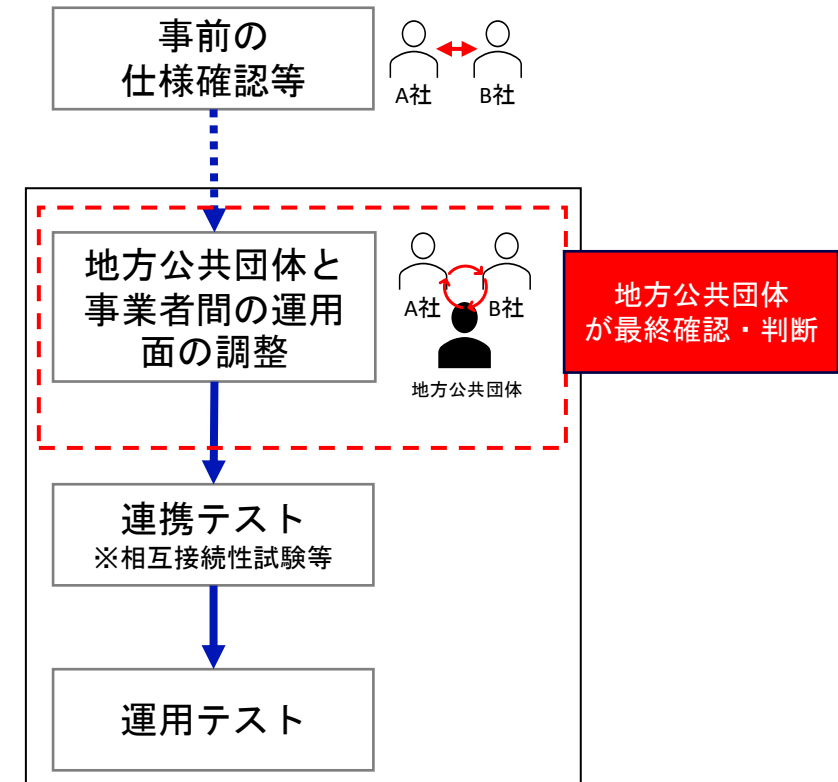
→ B業務でA業務の情報を利用した事務処理を行う場合、B業務はA業務の前日時点情報を利用することになる

(参考) 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第3.0版】

「標準準拠システムをマルチベンダで導入した場合、(中略)、ベンダ間の調整を自治体で行う必要があるため、留意すること」との記載

システム間連携等に必要な調整事項について最終的に地方公共団体が確認・判断する必要

【運用までの調整フロー】



地方公共団体において、技術的な観点から調整が難航する場合・・・

- ・ 都道府県を通じ、デジタル庁に適宜ご相談ください。
- ・ 「経営・財務マネジメント事業」(総務省・JFMの共同事業) 等のご活用をご検討ください。

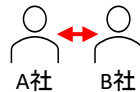
(参考) 運用までの調整の円滑化に向けたデジタル庁の取組

○ 令和7年度末までの標準準拠システムへの移行においては、事業者及び地方公共団体の間で導入・運用に関する一定の調整事項が生じることとなりますが、事業者及び地方公共団体の負担を減らし、調整を円滑化するため、調整事項のリファレンス(推奨指針)等をお示しします。

【運用までの調整フロー】

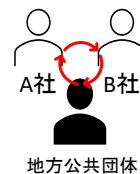
事業者間で契約関係がある場合には、事前に事業者間で、システム仕様等の調整事項に係る内容の確認が可能と考える。

事前の仕様確認等



事前の事業者間の仕様確認等に関わらず、事業者及び地方公共団体の間で導入・運用に関する一定の調整事項が生じるものの、事前の仕様確認等があることで、当該調整がより円滑に進むと想定。

地方公共団体と事業者間の運用面の調整



連携テスト
※相互接続性試験等

運用テスト

(例1) 人口規模の大きい指定都市・特別区・中核市においては、全件の連携が難しいケースがあるため調整が必要。

(例2) 連携基盤を自ら構築する市区町村においては、連携基盤の対応を含めての調整が必要。

デジタル庁

(1) リファレンス(推奨指針)

より詳細化した仕様の検討を進め、整理できた事項から推奨指針として提供。

(2) 主な確認項目リスト

調整事項における主な確認項目をリスト化し、提供。確認項目の明確化を行う。

(3) 先行事例

調整結果の先行事例を収集し、共有する。

※その他、事業者及び地方公共団体からのご意見を踏まえて、追加の対応方針を検討

デジタル庁へ相談
(不調時)

推奨指針等の活用



地方公共団体

推奨指針、先行事例等を
確認し調整



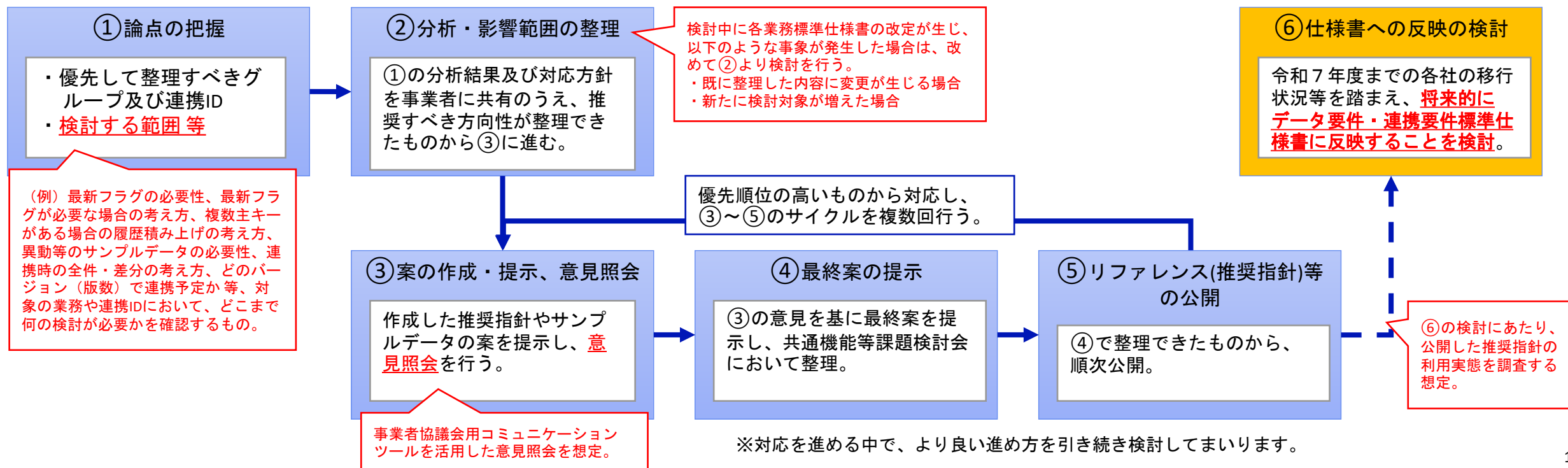
地方公共団体

(参考) (1) リファレンス (推奨指針) の作成フローについて

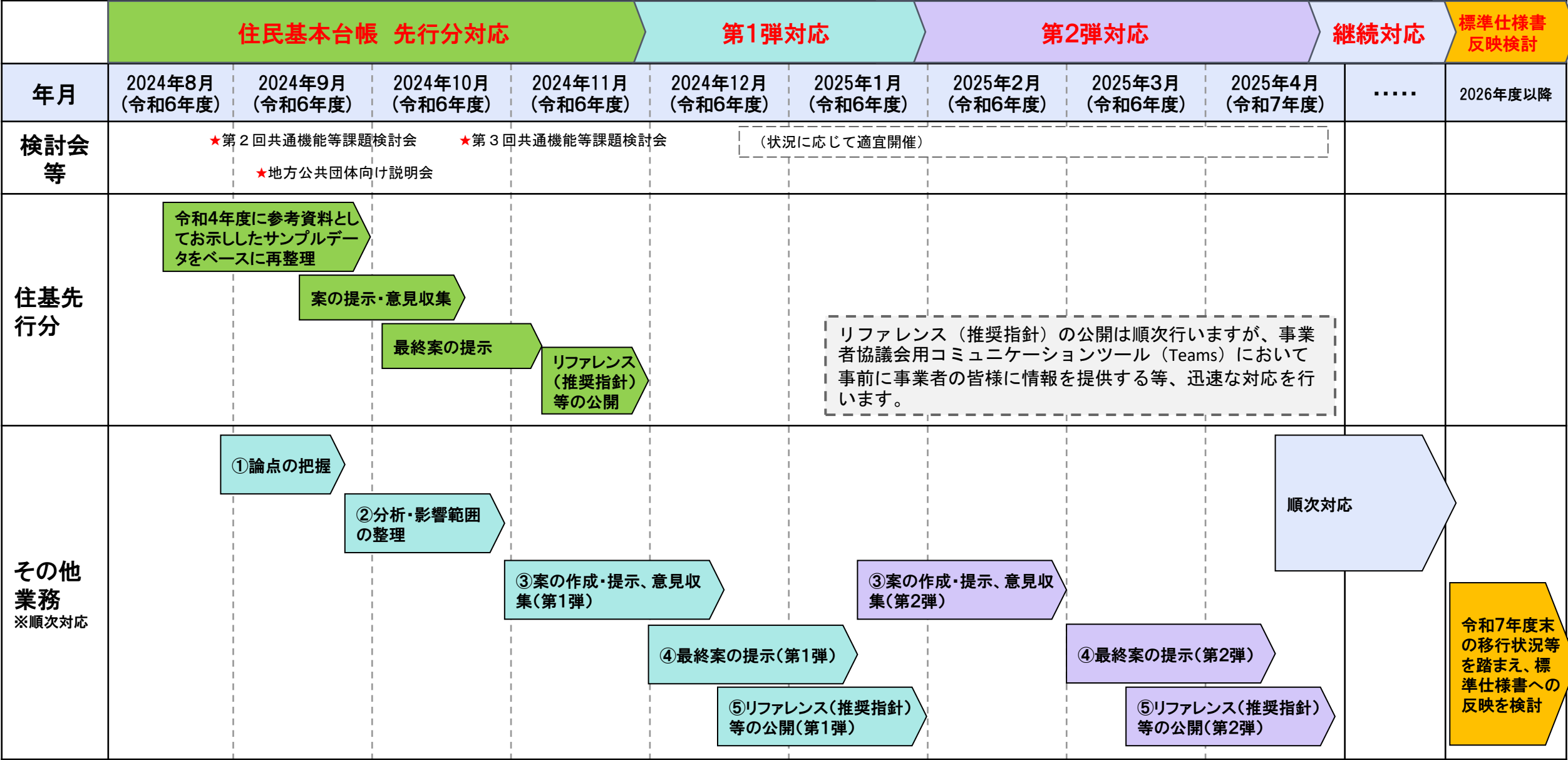
(1) リファレンス (推奨指針)

- ・ 連携仕様の更なる詳細化を進め、開発事業者と推奨すべき方向性が整理できたものから、リファレンス (推奨指針) として速やかに公開します。
- ・ 下部の「リファレンス (推奨指針) 策定のサイクル (案)」のとおり、各開発事業者の論点等の把握・分析・影響範囲等を整理、分析結果及び対応方針を事業者と調整の上、案の作成・意見照会を行います。その上で、推奨指針の最終案を公開します。
- ・ なお、多くの業務と連携が生じる 住民基本台帳業務については、ご要望の多い内容 (住民情報グループの考え方、支援措置対象者の連携仕様等) を先行して整理します。

(参考) リファレンス (推奨指針) 策定のサイクル (案)



(参考) (1) リファレンス (推奨指針) 作成のスケジュール (案) について



※約3ヶ月のサイクルでリファレンス (推奨指針) を示すスケジュールとしておりますが、検討範囲のボリューム等で適宜調整する可能性があります。

(参考) (2) 主な確認項目リストの提供 及び (3) 先行事例の共有について

(2) 主な確認項目リストの提供

- ・標準準拠システムへの移行に際し既に調整した事例や過去においてシステム移行した際の調整事例等を可能な範囲でご提供ください（アンケートでの確認を想定）。いただいた調整事項をデジタル庁において分析し、事業者共通で利用できる主な確認項目のリストを作成・提供し、確認項目の明確化を行います。
- ・主な確認項目リストのうち推奨すべき方向性が整理されたものについては、指針をお示しします（推奨指針）。

(3) 先行事例の共有

- ・既に調整を行った事例を共有いただき、先行事例として共有します。新たに調整を行う地方公共団体及び事業者は、先行事例を参考とすることができます。

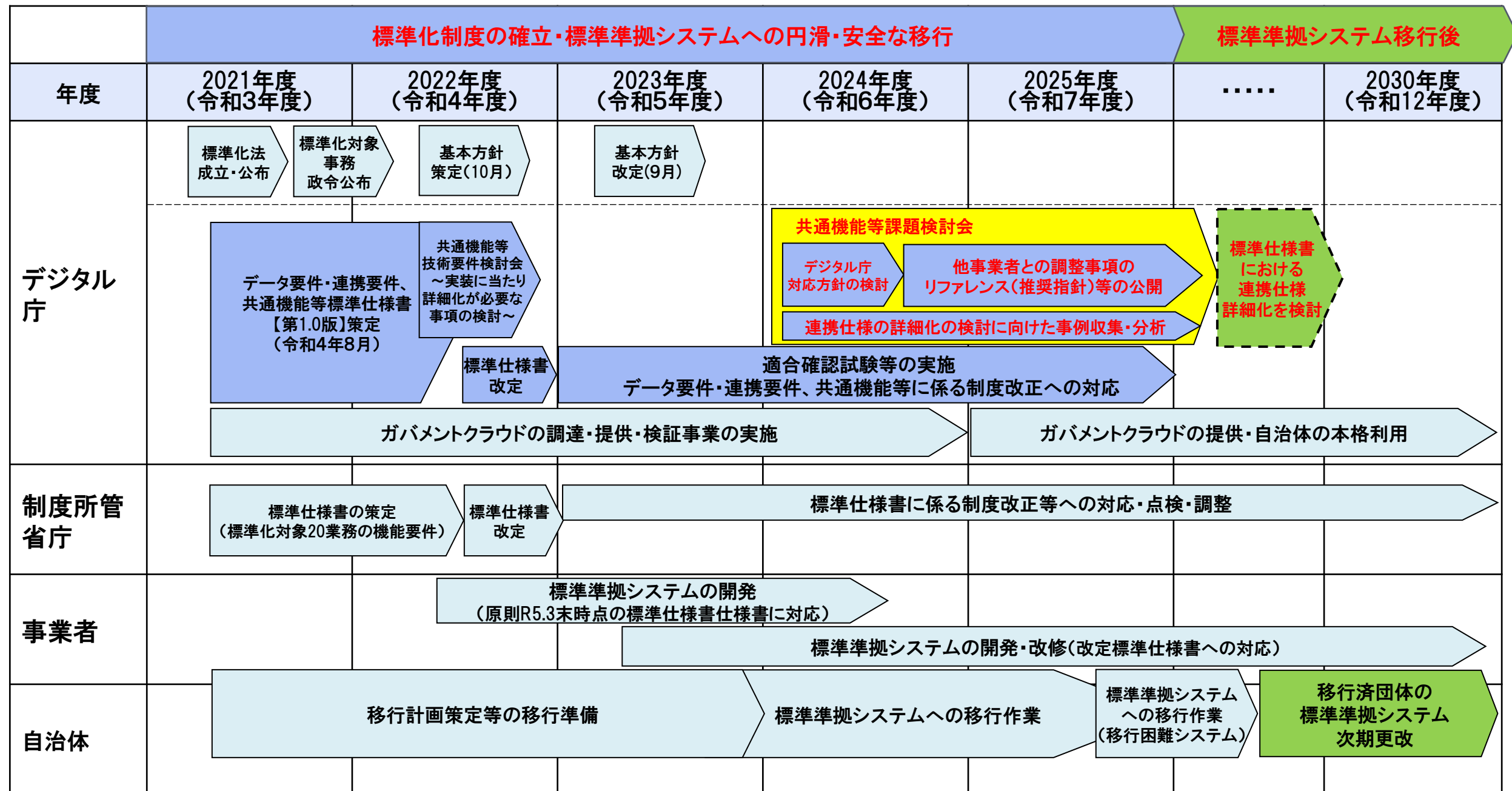
(参考) 主な確認項目リストのイメージ

#	分類	確認項目	確認結果／記載例
1	基本	連携単位	①全件 ②差分
2	基本	連携場所	①オブジェクトストレージ ②ファイルサーバ／SFTP SCP
3	基本	連携頻度	月～日 6:00～24:00 5分間隔
4	基本	全件データの作成可否（初期データセットアップ用）	①可能 ②不可能
5	個別	履歴番号の採番順序	①データ発生順 ②異動年月日順 ③届出年月日順
6	個別	届出年月日が遡る異動データの場合、どのようなデータが作成されるのか。	既に連携済みのデータについては、遡り異動データの届出年月日以降のデータは全て削除フラグをたてるとともに、遡り異動データの届出年月日以降のデータを異動データとして作成する。

※確認結果／記載例は、主な確認項目リストのイメージのための一例ですが、整理する中で、デジタル庁においてお示しできる内容があれば、お示しいたします。

※赤丸及び赤字については、記載例となります。

(参考) 地方公共団体の基幹業務システム統一・標準化のこれまでの取組と今後の展望



デジタル庁
Digital Agency